

香川県報



第 6 号

平成 16 年

1 月 23 日（金曜日）

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例及び食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

●香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

●平成十二年香川県告示第七十九号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正

○生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定

○生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出

○介護保険法の規定による事業者の指定

○漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅

○土地収用法の規定による事業の認定

○道路の区域変更

○道路の位置指定

公 告

○落札者等の公示

○土地改良事業に係る換地計画の適否決定

○公共測量の実施の通知

○開発行為に関する工事の完了

○開発行為に関する工事（公共施設）の完了

選挙管理委員会告示

●個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨の報告

規 則

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例及び食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十六年一月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第一号

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例及び食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例及び食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第七十一号）の施行期日は、平成十六年二月二十七日とする。ただし、同条例第二条中食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例（平成十二年香川県条例第一号）別表第一第三号イの改正規定の施行期日は、平成十六年三月三十一日とする。

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年一月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二号

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

香川県港湾管理条例施行規則（昭和三十一年香川県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による届出等）

第十三条 条例第七条の規定による届出又は高松港に係る条例第八条第二項の規定による許可の申請については、第一条又は第八条第一項第二号に規定する書面による届出又は申請に代えて、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十条の二第六項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた届出又は申請は、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。
- 3 第一項の規定により行われた届出又は申請に対して同項の電子情報処理組織を使用し行う通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●香川県告示第二十四号

平成十二年香川県告示第七十九号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成十六年二月一日から施行する。

平成十六年一月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表育休任期付職員登録試験の項の次に次のように加える。

任期付職員採用選考試験	第一次選考の総合順位	第一次選考の不合格者にあつては第一次選考合格者発表の日から一月間、第一次選考の合格者にあつては最終合格者発表の日から一月間	総務部行政企画課
	第二次選考の総合順位	最終合格者発表の日から一月間	

表函科技工士試験の項の次に次のように加える。

保健医療大学一般入学試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から一月間	香川県立医療短期大学
--------------	-------------	-------------	------------

●香川県告示第二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年一月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	開設者	所 在 地
平成一五、一二、一	医療法人社団 慈愛会阿部内科眼科医院	医療法人社団 慈愛会	木田郡牟礼町大字牟礼一〇〇六番地三

●香川県告示第二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があつた。

平成十六年一月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	開設者	所 在 地
平成一五、一一、三〇	医療法人社団 慈愛会阿部内科医院	医療法人社団 慈愛会阿部内科医院	木田郡牟礼町大字牟礼一四七番地五
平成一五、一〇、三二	岩瀬外科医院	岩瀬 正賢	坂出市江尻町一三〇六番地
平成一五、一〇、三二	徳田眼科	徳田 敬直	坂出市文京町一丁目一番一五号

●香川県告示第二十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十六年一月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	三七七〇一 〇二七四一	事業所の名称 及び所在地	グループホーム邑 高松市前田西町字長瀬 一〇八〇一―一八	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	社会福祉法人守里会 理事長 松木孝和 木田郡牟礼町大字大町 字丹僧二五五番二	指定年月日	平成十六年 一月十五日	サービス の種類	痴呆対応 型共同生 活介護
	三七七〇一 〇二七五八	グループホームほおず き 高松市松並町六四九番 地一		有限会社イキイキライ フセンター 代表取締役 谷本美恵 高松市松並町六四九番 地一		〃	〃	〃	〃

●香川県告示第二十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、箱浦加入区について、平成十二年香川県告示第二十四号による保険に付すべき義務は、平成十六年一月二十日限り消滅したので告示する。

平成十六年一月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第二十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、坂出加入区について、平成十二年香川県告示第二十四号による保険に付すべき義務は、平成十六年一月二十日限り消滅したので告示する。

平成十六年一月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第三十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十六年一月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 起業者の名称

飯山町

二 事業の種類

（仮称）西坂元総合学習センター建設事業

三 起業地

1 収用の部分

綾歌郡飯山町西坂元字ガラク地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

平成十五年十一月二十六日に飯山町より申請のあった（仮称）西坂元総合学習センター建設事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、（仮称）飯山中央図書館、（仮称）西坂元公民館及び（仮称）西坂元児童館からなる複合施設を建設する事業である。（仮称）飯山中央図書館は、土地収用法第三条第二十二号に掲げる「図書館法による図書館」に、（仮称）西坂元公民館は、同条同号に掲げる「社会教育法による公民館」に、（仮称）西坂元児童館は、同条第二十三号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である飯山町は、本年度予算において用地取得に要する経費を計上しており、本件事業の実施は確実と考えられる。

このため、本件事業は、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

①（仮称）飯山中央図書館建設の妥当性

飯山町においては、現在蔵書数六万四千冊を有する町立図書館が設置されているが、本来蔵書数五万冊を想定した施設であるため、書庫の増嵩や読書コーナー等へ

の書庫の設置による対応も限界に達している。また、施設が狭隘であるため、近年情報の媒体として重要性を増しているインターネットやAV機器のコーナーの充実を行うことができない。

(仮称)飯山中央図書館は、このような状況を改善するために計画されたものであり、蔵書数十万冊に対応し、インターネットやAV機器コーナーの充実した図書館を建設することで、多様化する町民の生涯学習へのニーズに応えることが可能となる。

以上のことから、(仮称)飯山中央図書館の建設により得られる利益は相当程度高いと認められる。

② (仮称)西坂元公民館建設の妥当性

飯山町における公民館一施設あたりの人口は、香川県平均よりも多くなっている。また、西坂元地区を含む町西部地域は、従来の農業地帯からベッドタウンとして開発の進む人口増加地域であり、従来からの住民と新たに転入した住民が交流を行い、相互の理解を深めるためにも積極的に公民館活動の充実を行う必要があるにもかかわらず、現在町内に設置されている公民館は、いずれも町中央部にあり、西部地域の住民にとって利用しづらい状況にある。

(仮称)西坂元公民館は、このような状況を改善するため計画されたものであり、その建設により、地域住民にとって身近な生涯学習やコミュニティ活動の場である公民館の利便性を高めることが可能となる。

以上のことから、(仮称)西坂元公民館の建設により得られる利益は相当程度高いと認められる。

③ (仮称)西坂元児童館建設の妥当性

児童館は、次代を担う児童に健全な遊びの場を提供することで、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている児童厚生施設であり、家庭や地域における養育機能の低下を補完するため、その活動の充実が求められている。

しかし、現在飯山町内には南部に三十人程度の児童の受け入れを想定した児童館が一施設設置されているのみであり、新たな児童館の建設が求められている。また、飯山町は、保育に欠ける小学校低学年の児童を対象とした放課後児童対策事業(以下「学童保育」という。)を小学校の空き教室や公民館の大広間を利用して実施し

ているが、町西部地域は学童保育の対象となる児童が多いにもかかわらず、地域内に適当な公共施設がないため、同地域の児童は、遠方の施設を利用せざるを得ない状況にある。

(仮称)西坂元児童館は、このような状況を改善するため計画されたものであり、その建設により、学童保育を始めとする児童の健全な育成のための事業を、地域住民により身近な場所を提供することが可能となる。

以上のことから、(仮称)西坂元児童館の建設により得られる利益は相当程度高いと認められる。

④ 複合施設とする理由

複合施設とすることで、用地取得、建設及び維持管理に要する費用が削減できるほか、それぞれの施設の連携により、生涯学習の効率を高めたり、世代間の交流活動を身近にするなどの効果が期待でき、利用者の利便性の向上にも資することから複合施設とする必要性が認められる。

⑤ 周辺環境への影響

起業地内に倉庫が存在するものの、住家はなく、また、建設される施設も二階建てと比較的低層であることから、周辺の土地利用や自然環境に与える影響は軽微であると認められる。

⑥ 起業地の選定

本件事業の起業地の選定にあたっては、社会的、技術的、経済的見地から三案の候補地の比較検討を行い、最も適切な案を採用していると認められる。

また、起業地の範囲は、事業の実施に必要な最小限の範囲に限定されていると認められる。

⑦ ①から⑥に述べたことから、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について
本件事業は、多様化する町民の生涯学習へのニーズに応えるとともに、地域における交流活動や子育てを支援するために計画されたものであることから、土地を収用する公益上の必要が認められ、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から4 までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

飯山町総務課

●香川県告示第三十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十六年一月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 起業者の名称

飯山町

二 事業の種類

（仮称）東小川学習センター建設事業及びこれに伴う農業用排水路付替工事

三 起業地

1 収用の部分

綾歌郡飯山町東小川字西内地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

平成十五年十一月二十六日に飯山町より申請のあった（仮称）東小川学習センター建設事業及びこれに伴う農業用排水路付替工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業のうち（仮称）東小川学習センター建設事業（以下「本件事業」という。）

は、（仮称）東小川公民館及び（仮称）東小川児童館からなる複合施設を建設する事業である。（仮称）東小川公民館は、土地収用法第三十二条第二号に掲げる「社会教

育法による公民館」に、（仮称）東小川児童館は、同条第二十三号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に該当する。

また、農業用排水路付替工事（以下「関連事業」という。）は、本件事業の施行により遮断される土地改良区設置の農業用排水路の付替工事であり、土地収用法第三条第五号に掲げる事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である飯山町は、本年度予算において用地取得に要する経費を計上しており、関連事業の実施についても、管理者である土地改良区から既にその同意を得ていることから、本件事業の実施は確実と考えられる。

このため、本件事業は、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第三号の要件への適合性について

① （仮称）東小川公民館建設の妥当性

飯山町における公民館一施設あたりの人口は、香川県平均よりも多くなっている。また、東小川地区を含む町西部地域は、従来の農業地帯からベッドタウンとして開発の進む人口増加地域であり、従来からの住民と新たに転入した住民が交流を行い、相互の理解を深めるためにも積極的に公民館活動の充実を行う必要があるにもかかわらず、現在町内に設置されている公民館は、いずれも町中央部にあり、南西部地域の住民にとって利用しづらい状況にある。

（仮称）東小川公民館は、このような状況を改善するため計画されたものであり、その建設により、地域住民にとって身近な生涯学習やコミュニティ活動の場である公民館の利便性を高めることが可能となる。

以上のことから、（仮称）東小川公民館の建設により得られる利益は相当程度高いと認められる。

② （仮称）東小川児童館建設の妥当性

児童館は、次代を担う児童に健全な遊びの場を提供することで、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている児童厚生施設であり、家庭や地域における養育機能の低下を補完するため、その活動の充実が求められている。

しかし、現在飯山町内には南部に三十人程度の児童の受け入れを想定した児童館

が一施設設置されているのみであり、新たな児童館の建設が求められている。また飯山町は、保育に欠ける小学校低学年の児童を対象とした放課後児童対策事業（以下「学童保育」という。）を小学校の空き教室や公民館の大広間を利用して実施しているが、町南西部地域は学童保育の対象となる児童が多いかかわらず、地域内に適当な公共施設がないため、同地域の児童は、遠方の施設を利用せざるを得ない状況にある。

（仮称）東小川児童館は、このような状況を改善するため計画されたものであり、その建設により、学童保育を始めとする児童の健全な育成のための事業を、地域住民により身近な場所で提供することが可能となる。

以上のことから、（仮称）東小川児童館の建設により得られる利益は相当程度高いと認められる。

③ 複合施設とする理由

複合施設とすることで、用地取得、建設及び維持管理に要する費用が削減できるほか、それぞれの施設の連携により、世代間の交流活動を身近にするなどの効果が期待でき、利用者の利便性の向上にも資することから複合施設とする必要性が認められる。

④ 周辺環境への影響

起業地は農地であり、建設される施設も平屋建てと低層であることから、周辺の土地利用や自然環境に与える影響は軽微であると認められる。

⑤ 起業地の選定

本件事業の起業地の選定にあたっては、社会的、技術的、経済的見地から三案の候補地の比較検討を行い、最も適切な案を採用していると認められる。

また、起業地の範囲は、事業の実施に必要な最小限の範囲に限定されていると認められる。

⑥ ①から⑤に述べたことから、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について
本件事業は、地域における身近な生涯学習や交流活動の拠点を提供するとともに、子育てを支援し、児童の健全な育成を図るために計画されたものであることから、土

地を収用する公益上の必要が認められ、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

飯山町総務課

●香川県告示第三十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十六年一月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 起業者の名称

三木町

二 事業の種類

農業集落排水事業井上南部地区汚水処理施設建設工事及び管路施設工事

三 起業地

1 収用の部分

木田郡三木町大字井上字草田地内

2 使用の部分

木田郡三木町大字井上字草田地内

四 事業の認定をした理由

平成十五年十二月十一日に三木町より申請のあった農業集落排水事業井上南部地区汚水処理施設建設工事及び管路施設工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第三十一条に掲げる事業に該当するため、土地収用

法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業は、平成十四年に農林水産省の農業集落排水資源循環統合補助事業の採択を受けており、また、起業者である三木町は、既に用地取得に必要な財源措置を講じているので、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

① 近年、農村地域では、生活様式の高制度化、農業生産様式の変貌等、農業及び農村を取り巻く状況の変化により、農業用排水の汚濁が進行し、農作物の育成障害、土地改良施設の維持管理費の増大、悪臭の発生等、農業生産環境及び農村生活環境の両面に大きな問題が生じている。
三木町ではこのような状況に対処するために、平成四年三月に農業集落排水事業三木地区基本計画を策定（平成十三年十二月に見直し）し、七地区において汚水処理施設を農業集落排水事業により建設することとしている。

本件事業は、この基本計画の一環として、井上南部地区において、処理対象人口二、六六〇人、時間最大汚水量を八六・五㎡に設定し、一日当たり七一・九㎡の汚水処理を可能とする汚水処理施設を建設し、併せて管路施設の布設を行おうとするものである。
本件事業の施工により、当該地区の農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善が図れることから、本件事業の施工により得られる利益は相当程度高いものと認められる。

② 一方、本件事業の施工により失われる利益としては、周辺環境への影響が考えられるが、悪臭の発生等の二次公害防止に配慮した施設構造を採用していることから、周辺環境への影響は小さいと考えられる。
よって、本件事業の施工により失われる利益は軽微であると認められる。

③ 本件事業の起業地の選定に当たっては、社会的、技術的、経済的見地から三案の候補地の比較検討を行い、最も適切な案を採用していると認められる。
また、起業地の範囲は、事業の実施に必要な最小限の範囲に限定されていると認められる。

④ ①から③に述べたことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について
本件事業は、農業及び農村の健全な発展にとって必要不可欠な農業用排水の水質を保全し、農村生活環境の改善を図るため計画されたものであり、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論
1から4までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。
以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
三木町土地改良課

●香川県告示第三十三号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年一月二十三日から同年二月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年一月二十三日

- 一 道路の種類 県道（一般） 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 二 路線名 太田上町志度線（百四十七号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
-----	-------	-------------	----------	----

高松市林町字三ツ股一四〇一番四 地先から		前	七・二	市道拡幅に 伴う県道区 域の変更
高松市林町字三ツ股一三二一番一 地先まで		後	七・二 九・四	
			一〇・〇	
			二	

●香川県告示第三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年一月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 長土指道 第二十五号
- 二 指定年月日 平成十六年一月九日
- 三 指定道路の位置 さぬき市志度字赤馬崎一九二一九、一九二九一及び同地先農道
・水路
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇〇メートル
延長 一〇四・八〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第二十九号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十六年一月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び数量 豊島廃棄物等処理事業 廃棄物等の掘削・均質化・運搬並びに中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設運転業務 一式
- 二 調達方法 購入等
- 三 契約方式 一般競争入札
- 四 落札決定日 平成十五年十二月十八日
- 五 落札者の氏名及び住所 株式会社クボタ（四国支社） 高松市亀井町二番地一
- 六 落札金額 八七一、五〇〇、〇〇〇円
- 七 入札公告日 平成十五年十月二十四日
- 八 落札方式 最低価格
- 九 担当課 郵便番号七六一―三二一〇 香川郡直島町二六二八―一 香川県直島環境センター 電話番号〇八七―八九二―二九八一

●香川県公告第三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、満濃町の土地改良事業（基盤整備促進事業（区画整理事業）光元地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を満濃町建設課において平成十六年一月二十九日から同年二月十八日まで縦覧に供する。

平成十六年一月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三十一号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条で準用する同法第十四条第三項に基づき公示する。

平成十六年一月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 作業種類 公共測量（道路計画による基準点・路線測量）
- 二 作業期間 平成十六年二月二日から同年六月三十日まで
- 三 作業地域 東かがわ市

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年一月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市土器町東二丁目三〇九―一、三二〇―二及び三二六―二

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路(有効幅員五・〇〇メートル、延長一六・九四メートル)

丸亀市土器町東一丁目三〇九―一の一部及び三二六―二の一部

2 排水施設

排水管(直径二〇〇ミリメートル、延長一・三〇メートル)

丸亀市土器町東一丁目三〇九―一の一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目一番三号

川重不動産株式会社 代表取締役 阿二眞三郎

●香川県公告第三十八号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年一月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

木田郡牟礼町大字牟礼字浜二五四六―五、二五四六―一六、二五四六―一七、二五四

六―一九、二五五〇―一及び二五五一―四

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路(有効幅員六・〇〇メートル、延長三〇・六九メートル)

木田郡牟礼町大字牟礼字浜二五四六―一九

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

平成十六年一月二十三日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

木田郡牟礼町大字牟礼二五五一番地二
山田 忠司

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、次の施設を指定した旨三木町選挙管理委員会から報告があった。

平成十六年一月二十三日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

名 称	所 在 地
三木町農村環境改善センター	木田郡三木町大字氷上三七〇番地の二
井戸教育集会所	木田郡三木町大字井戸二六三一番地一